

主要論点（案）に関する委員・専門委員提出資料

- 宮本みち子委員提出資料 1
- 岸本幸子専門委員提出資料 3
- 栗林知絵子専門委員提出資料 5
- 駒崎弘樹専門委員提出資料 7
- 牧野光朗委員提出資料 9

平成 29 年 6 月 2 日

第二回休眠預金活用審議会発言要旨

宮本みち子
放送大学副学長

■【第一回審議会の議論に関して】

- ・本事業の目的は、「短期間に社会課題の解決を求める」のか、「スタートアップを支援する」のか「革新的手法」や「民間の団体の創意と工夫」を重視するののかに関して定まっていない。この点に関して十分な議論をしないと本事業の対象が定まらないことを危惧。
- ・「革新」「イノベーション」という面が強調されているが、方法の問題なのか目的の問題なのかがあいまいなまま言葉だけが強調されている（前回萩原なつ子委員の発言にも同様の指摘がある）。これについても十分な議論が必要。

■指定活用団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制に関して

【指定活用団体】、【資金分配団体】の数・規模・機能・報酬が大きくなると、総資金に占める比率が膨らみ、支援の現場への配分が少なくなる。民間団体（実行団体）の多くが人件費の不足に悩んでいるのが現状で、休眠預金活用組織の上位団体で働く人材の報酬と支援現場で働く人材の報酬の適正な配分に留意すべき。

- 指定活用団体は、国民一般と支援団体のどちらからも信頼を得ることが極めて重要。とくに現場で支援活動をしている民間団体から、甘い汁を吸う「利権団体」だという不信感を発足当初にもたれてしまうと、本事業自体が成功しない。発足にあたって十分な情報公開、意見交換の機会を担保し、全体として納得のいく状態でスタートすることが重要。

■資金分配団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制

- ・地域の実情と課題を、俯瞰的かつ具体的に把握する力をもっていることが必要。そのための情報収集、調査、関係団体の交流等を積極的に進めることを期待。
- ・外部団体の過度な支援という方向は望ましくない。プログラムオフィサーとして個別団体にあわせて伴走する（第1回服部篤子委員の発言）ことが望ましい。

基本方針策定に向けて

公益財団法人パブリックリソース財団
専務理事 岸本幸子

3. 指定活用団体の機能、ガバナンス/コンプライアンス体制

- (1) 指定活用団体の基本的な役割は、休眠預金が新しい社会モデルのインキュベーションを推進する実施機能を中心に考える。
- (2) 指定活用団体の実施機能には、事業計画の策定、資金分配団体の選定、助成・貸付の実施、事業報告の取りまとめに加え、資金分配団体等の育成及び休眠預金による成果を広めるためのプロモーションの機能を付加する。
- (3) 指定活用団体が資金分配団体を公募する際は、細かい資金枠の設定やテーマの限定を避ける。法における3領域の幅を持った規定ぶりをできる限り尊重し、活動の現場からの埋もれている社会課題の発掘や革新的な提案を柔軟に受け止めることができるシステムをめざす。
- (4) 休眠預金活用状況の公正性・透明性を確保するための機能に関しては、管理的統制的な仕組みで縛るのでなく、オンブズマンのような国民の目による開かれた監視を基本とし、執行段階の柔軟性を確保する。指定活用団体からの資金提供の成果評価を行うことによって、常に効果的な資金提供を目指す。

5. 資金分配団体の機能、ガバナンス/コンプライアンス体制

- (1) 資金分配団体を選定する際の視点には、組織基盤力（ガバナンス、資金分配を的確に実施するに足る人的体制やリソース、内部管理システムの整備、情報公開等）と、事業実施力（イノベーション創出型の助成や融資の実施能力）の二つがある。
- (2) 休眠預金の適正な活用のためには、まず前者を満たすことが必須。
- (3) 次に問われる事業実施力には、社会課題の分析力、課題解決・新しい社会システムの提案に結びつくような資金支援（助成・融資）プログラムの企画設計と実施能力、民間公益活動の担い手の育成に資する非資金的支援の提供能力、成果評価等の専門能力等が含まれる。
- (4) 資金分配団体の選定プロセスの設計にあたっては、地域別、分野別、助成・貸付別にみて、ある程度バランスのとれた資金分配が可能になるよう、検討を行う。

6. 革新的な手法の開発促進のアイデア例

- (1) 休眠預金等を「呼び水」として民間資金を社会課題解決の取組に呼び込むために、資金分配団体や活動団体のそれぞれの段階において、独自の資金調達努力を推奨する（審査の加点対象とするなど）。
- (2) 資金分配団体におけるセオリー・オブ・チェンジの構築など、資金分配団体自身が成果志向になることを推奨する。
- (3) 資金分配団体が、公募による助成だけでなく、課題解決のために、あらかじめ企業や地域社会、自治体等の多様な関係者間のプラットフォームを構築したり、同じ問題意識をもつNPO間の協力関係の構築を促すことを通じ、助成のインパクトを強化するプロジェクト型助成のパターンも想定できる。 以上

基本方針策定に向けての意見

特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

栗林知絵子

1) 法の基本理念の具体化

論点 「民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする」(16条5項) とされている点について

- ・ 民間団体の先駆的、先進的な取り組みを支援するという視点が重要。
- ・ これらの取り組みがモデルとなって、行政（場合によっては営利企業）が算入
→ 子ども食堂，学習支援などの例
- ・ しかし、行政の取り組みだけで十分なわけではなく、あわせて民間団体の活動もその有り様を尊重しつつ、連携して協働していかなければならない。

2) 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題 について

論点 「国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題」として、向こう5年間優先的に取り組むべき課題及び解決に向けた手法について

■ 取り組むべき課題：

いわゆる「子どもの貧困」の問題がその一つ

■ 解決に向けた手法：

- ・ 手法のイメージ = 地域の子どもの，地域の住民・NPOが支える。
 - ・ 具体的には，
 - ①地域における子どもの居場所づくり
→ 地域住民・地域のNPOによる，学習支援，プレーパーク，子ども食堂，夜の児童館，ショートステイ施設などの立ち上げ・運営
 - ②子ども支援のためのネットワークづくり
→ 地域住民、市民団体、行政が対等なパートナーシップのもと、それぞれの特性、資源を生かして協力・連携しより実効的な支援を目指す
それぞれの活動をつなぎ適切な支援につなげていくイメージ
そのためには、中学校区ごとに定期的なネットワーク会議が必要
 - ・ これらを通じて、困難な状況にある子どもをキャッチし、支援する。
- ### ■ 国・地方公共団体のみでは対応が困難な理由
- ・ 子どもは困っていても自ら「制度」にアクセスしない（役所に相談に行かない）。

- ・地域の拠点（居場所）を通じて、困難を抱える子どもをキャッチし、具体的な「子ども」を出発点として必要な制度・支援につなげていくというケースワーク的、制度横断的な手法が必要となる。

- ・民間団体によって多様な拠点・居場所・枠組みが地域に創設されることによって実効的な支援が可能となる。

■ 地域住民・NPOが活動主体となることで、「子ども・若者支援」のみでなく「地域の活性化」の効果も見込まれる。

- ・子どもは「地域」に住んでいるため、継続的に子どもを見守ることも可能となる。

- 行政（職員）は移動があり、同じ人が継続的に見守ることができない。

- ・「子ども」を中心として、地域住民を活動に巻き込むことにより、高齢者の孤立化なども防ぎ誰もが暮らしやすいまちづくりに発展する。

6) 資金の活用成果に係る評価の在り方

■ 評価の難しさ

- ・子ども支援の効果を短期間で評価することは難しい。

- ・学習支援の結果、高校入試に合格（一見、成果あり）

- しかし、高校中退してしまうケースもある（成果あったといえるのか？）

- 他方、高校入試に失敗（一見、成果なし）

- しかし、学習支援を継続した結果、数年後、高卒認定試験に合格（成果があがるまでに時間がかかる）

- 継続的、長期的な支援が必要であり、支援の効果にも長期的な視点が必要となるケースも多い。

- ・評価方法、評価の視点を工夫する必要がある。

その他

- ・市民団体にとっては、「やってみたい」というボランティア（自発的）な気持ちが大事である。

- ・住民主体の「子ども食堂」は、既存の助成、貸付、出資がほぼ無いからこそ、話し合い創意工夫して地域をデザインし、これだけ全国に広がったとも言える。

- ・その意味では必ずしも「お金」（休眠預金による助成・貸付・出資）によって活動が促進されるということでもないのかもしれない。

休眠預金活用推進に向けた「基本原則」の提案

2017/5/30

基本原則を策定してはどうか？

- ✓ 大きな基本原則を策定しておかないと、個別の議論になった際、その都度の個別判断となってしまう、一貫性が失われて議論が漂流し、意思決定の効率が悪くなってしまいます
- ✓ 何か判断に困った際に、立ち返るべき原則があることで、判断に一貫性を持たせ、議論を積み上げていくことがしやすくなります
- ✓ イメージとして、東日本大震災復興構想会議における「復興構想7原則」のようなものです。(末尾に添付)
- ✓ 第一回審議会で各委員から出た「イノベーション」(小宮山・白井委員)・「リスクテイク」(宮城委員)・「透明性」(服部・飯盛・北地委員)・「選択と集中」(岸本委員)・「シードマネー」(萩原委員)・「人材育成」(岸本・曾根原・萩原委員)等のキーワードをもとに、事務局に取りまとめてもらい、それを委員で合意して決めていくのは如何でしょうか。

駒崎弘樹 (認定 NPO 法人 フローレンス 代表理事)

—————添付参考資料—————

平成23年5月10日

東日本大震災復興構想会議決定 復興構想7原則

「東日本大震災復興構想会議」においては、4月14日の第1回 会議以来、精力的に審議を重ね、また、一連の現地視察を実施した。6月末目途の「第1次提言」に先立ち、本日、当会議は、「復興構 想7原則」を策定したので、これを公表する。今後、この7原則に基づき、各界・各層のご意見を仰ぎつつ、さらに議論を深め、未来の日本にとって希望となる復興の「青写真」を描いていきたいと考える。

原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私 たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点か ら、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓 を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則 2 : 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則 3 : 被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則 4 : 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則 5 : 被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則 6 : 原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮を尽くす。

原則 7 : 今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

平成29年6月2日

休眠預金等活用審議会委員 飯田市長 牧野 光朗

第2回休眠預金等活用審議会にあたり、下記の通り意見を述べさせていただきます。

1. 法の基本理念の具体化、休眠預金活用により解決すべき課題

我が国は「人口減少、少子化、高齢化」「国も地方も深刻な財政難」「都市も地方も受け身の社会」といった右肩下がり時代の三重苦を克服し、**真の地方創生を実現**することが喫緊の課題であると考えている。

基礎自治体は定員適正化、公共施設の統廃合等コンパクト化を迫られる一方で、行政サービスの範囲は超高齢社会等によるニーズの多様化に対応するため、その拡大を余儀なくされている。このギャップを解消するためには、住民が行政サービスの受け手のみに留まることなく、その担い手としての役割を果たせるよう、「**多様な主体との協働**」を実現していかなければならない。

多様な主体としては、①**新たな行政サービスを創出するコミュニティ・ビジネスの担い手**

②**従来の行政サービスを担うことによりその質の向上や拡充を図れる民間の担い手**

③**従来の自治会の機能を拡充した地域運営組織**

などが挙げられる。こうした担い手・組織の活動を支援すべく、休眠預金が活用されれば、法の基本理念の具体化に繋がるものと思料される。【別紙1】

2. 休眠預金活用対象事業のイメージ

以下、上述した「多様な主体」が担う事業のイメージを共有するため飯田市の事例を挙げる。各事例において財源の調達で課題なので（若しくは課題となっていたので）、休眠預金の活用対象事業として検討可能なものと思料される。

①新たな行政サービスを創出するコミュニティ・ビジネスの担い手

・おひさま進歩エネルギー株式会社【別紙2】

全国からファンドを募り、市と協働で全国初の「屋根貸し事業」を立ち上げた。当事業は全国に波及しており、当社は環境関連のコミュニティ・ビジネスのパイオニア的存在だが、その業務展開過程では、**金融機関からの資金調達が困難だった**こともある。

・かみむら小水力株式会社【別紙3】

中山間地域における地域の自立事例として、会社設立前から全国的に注目されている。飯田市が制定した地域環境権条例に基づき、上村地区の住民が主体となって小水力発電事業を立ち上げる予定。出資金に対して事業規模が大きいため、**現状では過小資本を余儀なくされている**。

②従来の行政サービスを担うことによりその質の向上や拡充を図れる民間の担い手

・社会福祉法人千代しゃくなげの会【別紙4】

中山間地域における保育園民営化の成功事例。社会福祉法人を立ち上げるには出捐金1千万円が必要とされ、千代地区全戸（600戸）から各1万円ずつ**寄付を集めたものの、必要額に届かず**、その工面のため東京のふるさと会等を回った。

③従来の自治会の機能を拡充した地域運営組織

・菱田春草生誕地公園整備事業【別紙5】

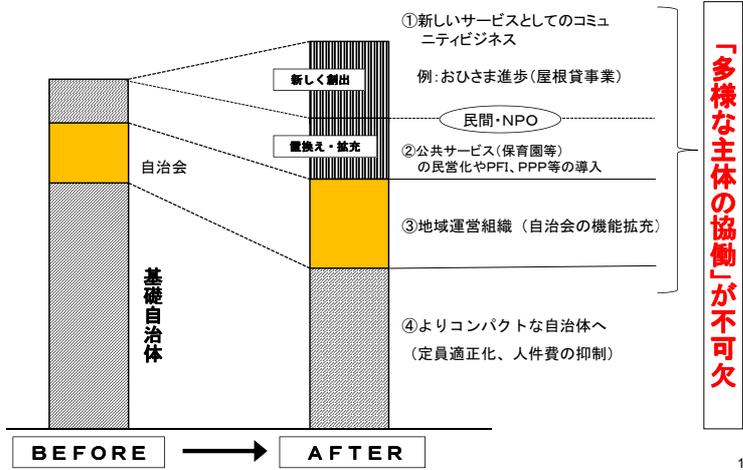
飯田市の地域自治組織（地域運営組織）の一つである橋北まちづくり委員会と飯田市でパートナーシップ協定を締結して整備した公園事業。公園整備のために橋北地区を中心に寄付金2,100万円を集め、うち1,800万円を市に寄付、残り300万円は自ら公園を管理するために使うこととした。こうした公園管理を持続可能なものにするためには、**その財源が課題**。

3. 資金分配団体のイメージ

・一般社団法人ムトス飯田市民ファンド【別紙6】

飯田市内にある66のNPOの活動を資金貸付により支援するため、官民協働で立ち上げた。**財源を自己資金と篤志家の寄付に頼っていることが課題**。立ち上げまでにその役割が十分検討され、毎年着実に実績を積み上げているこうしたファンドを通して休眠預金の活用が図れば、法の基本理念の具体化に繋がるのではないかと。

基礎自治体（市町村）の行政サービスの範囲（イメージ） 別紙1



1

新しいサービスとしてのコミュニティビジネス 別紙2

～ おひさま進歩エネルギー株式会社 ～

民間事業として展開されることで、市町村の枠を超えて地域全体へ広がる

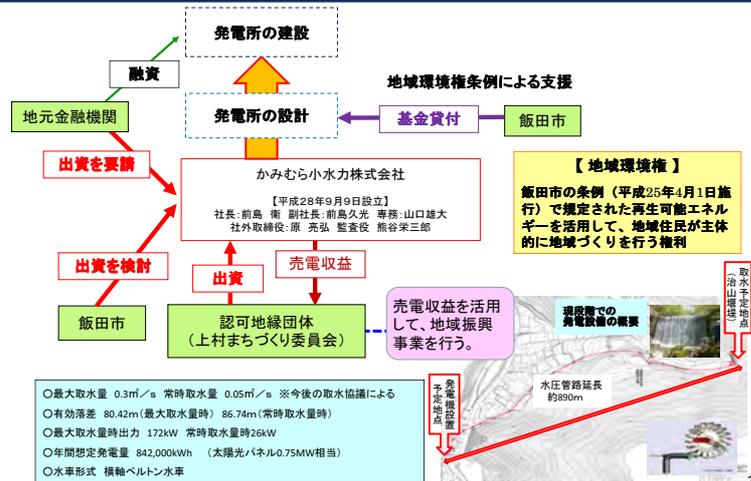
南信地域に現在337箇所、計4,407kW（うち飯田市208箇所、2,955kW）（H27.10現在）

太陽光発電システムの設置（電力の利用）

	2014	2030まで	備考
売上額	3億1,000万円	—	
従業員数	11人	—	
ファンド調達実績 2005～2015（9ファンド）	16億3,280万円	—	337箇所4407kW設置
地域経済付加価値額 基礎数値：7ファンド 11億8,300万円（2005～2013）分		31億5,100万円	※立命館大学経営学部ラウパッハ教授様による試算

2

かみむら小水力株式会社による発電事業 別紙3



3

社会福祉法人 千代しゃくなげの会（H17.10.12 県知事許可） 別紙4

千代保育園 平成17年11月1日 飯田市より経営移管
千栄保育園 平成18年 4月1日 飯田市より経営移管

千代しゃくなげの会基本理念のポイント

① 地区一人一人が直接的または間接的に運用に関与
② 地域の子どもやお年寄り地域で守り育てる

●千代保育園 ●千栄分園 ●平成24年度、25年度の2年連続50名を超えたため、26年度は定員を45名から60名に変更

★園児の推移

	17	18	19	20	21	22	23	24	25
千代(3歳以上)	36	31	31	25	22	23	24	28	28
千代(3歳未満)	3	3	6	8	12	14	17	11	12
千栄	6	11	12	16	14	12	9	11	12
総合計	42	42	46	44	42	43	45	53	57

●飯田市千代デイサービスセンター「しゃくなげの郷」
通所デイサービス 定員18名

4

菱田春草生誕地公園整備事業 別紙5

菱田春草 明治7年仲ノ町に生まれる
飯田市美術館所蔵 菊慈童

H22年 市政懇談会で公園化を提案 橋北地区で署名実施 7割同意
H23年 「菱田春草生誕地」整備を願う市民の会設立 募金活動開始 市と橋北まちづくり委員会でパートナーシップ協定締結
H26年 公園工事実施（寄付金2,100万のうち1,800万円を飯田市へ）
H27年 「春草公園を愛する会」による管理（寄付金300万円を活用）

生誕地には塙と看板があるだけであまりにさみしい、春草を顕彰する公園の整備を。

平成27年 3月29日開園

横山大観書のモニュメント

5

一般社団法人 ムトス飯田市民ファンド 別紙6

多様な主体の協働を推進するために、公益のサービスや非営利の活動を行っているNPO法人に対して、その事業を資金面で支援するための資金貸付制度

市民企業 NPO等 → 基金拠出 → 返済(拠出額戻) → 飯田市 → 寄付 → ムトス飯田推進委員会 → 貸付実績 18件:2,409万円 → 貸付先 NPO法人 (主たる事務所は飯田市) → 返済 → ムトス飯田推進委員会

ムトス事業への指定寄附 7件:1,800万円

【(一社)ムトス飯田市民ファンド】
【貸金業者登録日:平成21年2月23日】

- 貸付対象者：主たる事務所が飯田市内にあるNPO法人
- 貸付期間・貸付額：1年以内は300万円限度、2年以内は100万円以内
- 金利：無し、但し申込団体の事業以外の社会貢献活動をしていただく
- 保証人：法人代表者を含め、連帯保証人を2名
- 返済：6ヶ月以内は原則一括返済、2年以内は元金均等毎月返済とし、据え置き期間(3ヶ月まで)返済遅延の場合の延滞金(年利3%)

【審査機関:貸付審査委員会】
学識経験者、NPO代表、ムトス飯田推進委員会代表、経営者、経営指導者、飯田市 等

【事務局機関】 飯田市役所

貸付実績 18件:2,409万円

返済 1,250万円

アドバイザー機能
フォローアップ機能

6